

平成23年(東)第521号

申立人 外129名

被申立人 東京電力株式会社

## 和解案提示理由書(1)

### 1 精神的損害

- 1) 本件事故発生時に(旧)緊急時避難準備区域に居住していた申立人らのうち、中間指針第3の6の指針IからVまで及び総括基準(避難者の第2期の慰謝料について、精神的損害の増額事由等について)に基づく慰謝料支給要件を満たす者については、これらに定める慰謝料を賠償する。
- 2) 本件事故発生時に(旧)緊急時避難準備区域に居住していた申立人らのうち、1)に該当しない者、1)に該当する者であっても本件事故発生後1年間の間に慰謝料の支給対象期間とならない期間を有する者の当該期間については、下記の基準による慰謝料を賠償する。

平成23年3月11日から平成23年9月30日まで 月額10万円

(平成23年3月分は1か月分の10万円を賠償する)

平成23年10月1日から平成24年2月29日まで 月額 8万円

(理由)

- 1 申立人らの住居がある南相馬市のうち福島第一原子力発電所から20km超30km未満の地域(以下「本件地域」という。南相馬市原町区の大部分が本件地域に属する。)は、本件事故後に屋内退避区域に指定され、平成23年3月25日に社会生活の維持継続の困難さを理由とする自主避難の積極的な促進等が官房長官により発表され、同年4月22日に屋内退避区域指定の解除と緊急時避難準備区域の指定があった。なお、平成23年9月30日、本件地域の緊急時避難準備区域の指定は解除された。

緊急時避難準備区域においては、緊急時に避難のための立退き又は屋内への退

避が可能な準備をすること、自主避難の継続（特に子ども、妊婦、要介護者、入院患者等は立ち入らない。）が求められた。

本件事故後、福島第一原子力発電所に比較的近いというだけの理由で、本件地域は、物流の悪化、物資の入手困難、これらに伴う物価の上昇、各種事業者の本件地域へのサービス提供の拒否等で、生活条件が悪化していた。また、本件地域の放射線量は、本件事故直後から現在に至るまで、なお人々の不安をかき立てるものとなっている。

これら自主避難の開始及び継続の指示により、本件地域は、人口の減少、商店の閉鎖、事業所の閉鎖、医療・介護施設の縮小閉鎖が相次ぎ、日常生活を送るに当たっての不便さが著しく増加した。その不便さは、避難者数が人口の8割程度（滞在者が人口の2割程度。下記を参照）のピークに達した時期に極大化した。学校は閉鎖され、学齢期の子を持つ家庭の避難は顕著となった。その後、緊急時避難準備区域の解除前に人口が徐々に回復し、避難者数が人口の4割程度（滞在者が人口の6割程度。下記を参照）になり、商店、事業所、医療・介護施設の一部が再開したが、閉鎖されたままのところも多く、生活の不便さの程度はある程度縮小したものの、本件事故前と比べると、依然として日常生活が不便な状態が続いている。

2 本件地域の人口は4万7000人程度であったが、本件事故後から避難者が続出し、平成23年4月ごろのピーク時には人口が7000～8000人程度にまで減少した。その後、徐々に回復し、平成23年9月の緊急時避難準備区域の解除の直前には2万8000人程度にまで回復した。緊急時避難準備区域の解除後において、人口の回復は加速しておらず、平成24年3月ごろの人口は3万人程度にとどまっている。

3 南相馬市原町区（旧原町市）は、旧原町市自体が地域（相双地区北部）の中心都市であり、近隣にいわき市、郡山市、福島市のような周辺市町村の機能を補完できるような大きな都市が存在しなかった。そのため、本件地域から多くの人が避難し、物流が悪化し、商店が閉じ、事業所が閉鎖され、病院や介護施設が機能

しなくなった後は、近隣の都市の機能に頼ることができず、本件地域の滞在者の生活は、不便を極めた。商店がないため買い物にはわざわざ30km圏外まで行かなければならず、マイカーを持たない者の不便はさらに大きかった。事業所の閉鎖により給与収入を失う者が増えた。病院や介護施設の閉鎖や規模縮小により、救急医療体制への不安、透析その他の治療を受けられない不安、小児科や産婦人科医療に対する不安などが増大した。

- 4 本件地域における避難前に形成されたコミュニティは、本件事故による避難者の増加により著しく崩壊した。

本件地域における商工業・サービス業については、本件事故により大打撃を受け、風評被害もあいまって、多くの事業所の操業再開が遅延しているとの報告がなされている。また、大型のホームセンターや家電量販店、洋服店、携帯電話取扱店などの大手サプライチェーン関係の店舗が再開していない状況であった。

学校は、平成24年2月によりやく全部が再開されるに至った。しかしながら、相馬市や南相馬市鹿島区などに避難したまま本件地域内の学校に通う児童も多く、子供を持つ層が十分に帰還したとは言い難い。

- 5 このような事情を考慮すると、本件地域における本件事故後の生活は、非常に不便であり、日常生活が著しく阻害されていたものと認められる。警戒区域の住民は、自宅と生活基盤を根こそぎ奪われ、収入の回復も困難であったが、避難先において商店や医療介護施設の不足に苦しめられる状況ではなかった。本件地域の住民は、自宅は奪われなかったものの、地域の経済的基盤の重要な部分を毀損され、商店や医療介護施設の不足に苦しめられ、これを補充するような措置も講じられなかった。また、物流の悪化・物資の入手困難に伴う物価上昇にも苦しめられた。そうすると、本件地域の日常生活は、避難生活に匹敵する程度に不自由なものであったというべきである。そのような不自由さを補てんするための慰謝料額は、月額10万円が相当である。なお、緊急時避難準備区域の指定が解除された後は、直ちに帰還が可能となったり、生活の不便さが解消したものではないが、復興のための計画の策定も可能となり、それまでよりも日常生活の不便さが

やや解消したものであるから、慰謝料額は、月額8万円が相当である。

## 2 避難交通費関係

- 1) 避難及び帰宅に要する交通費は、東京電力の基準による。
- 2) 一時立入に要する交通費は、月1回の場合は、全て東京電力基準による。  
月2回以上の場合は、1回目は東京電力基準により、2回目以降について下記の賠償を認める。

・福島県内	車1台につき片道1回3000円
・福島県外	車1台につき片道1回5000円

ただし、上記を超える領収書がある場合は、実費全額を賠償する。

一時立入の回数は、目的を問わず、制限しない。申立てのあったすべての一時立入につき、交通費の賠償を認める。本件事故がなければ、このような交通費の支出はなかったと考えられるからである。

## 3 避難宿泊費関係

- 1) 支出した実費を賠償する。親族知人宅宿泊謝礼も同様とする。日数制限は設けず、申立てのあったすべての日につき、宿泊費・宿泊謝礼の賠償を認める。  
実費の認定方法は下記のとおり。
  - ・領収証があれば、原則として、その記載金額とする。
  - ただし、親族知人宅宿泊謝礼は、1人1日6000円を上限とする。
  - ・申立人の陳述のみによる場合は、1人1日3000円を上限とする。
- 2) 知人宅宿泊につき謝礼品を交付した場合の謝礼品購入費用も、金額、日数につき上記と同じ基準の範囲内で認める。
- 3) 避難先で借家を借りた場合には、賃料、礼金及び仲介手数料の全額と敷金の2割を賠償する。

## 4 生活費増加分

### 1) 食料品

専業農家、兼業農家、自家用のみの生産農家について、本件事故前に米、野菜を小売店で購入していなかった（自家産品の使用又は交換等で調達）場合に

は、下記の基準で賠償を認める。

	米・野菜	米のみ	野菜のみ
同居家族（4人以下）	年12万円	年4万円	年8万円
同居家族（5人以上）	年18万円	年6万円	年12万円

2) 1項2)に該当する者のミネラルウォーター（ペットボトル等）購入

1項2)に該当する者が、当該期間において、井戸水又は水道水の利用に代えてミネラルウォーターを購入した場合には、その購入に係る費用として、下記金額を賠償する。

同居家族（4人以下） 月額5000円

同居家族（5人以上） 月額8000円

3) 電話料金増加分

領収証等により増加分が証明できる場合は、増加分の実額全額を賠償する。

それ以外の場合は、賠償すべき損害であると認めるが、原則として、上記月額慰謝料に含まれるものと扱う。

4) 交通費増加分

避難や家族の分離・近隣店舗閉鎖等により、役所、病院、家族の相互訪問、買物等のための交通費の出費を余儀なくされた場合は、領収証等により実額が証明できる場合は、実額全額を賠償する。

それ以外の場合の標準賠償額を一家族当たり月額1万円とする。

5) 教育関係費用

避難による転校に伴い、学納金、制服類、高額の学用品の追加的支出があった場合には、その全額を賠償する。領収証等により追加的支出が証明できる場合には、その全額を賠償する。

それ以外の場合は、本人の陳述等により、合理的な金額を賠償する。

一人当たりの標準額 高校の転校 10万円

小・中学校の転校 5万円

6) 避難により家財道具等を新たに購入せざるを得なかった場合

領収証等により実額が証明できる場合は、実額全額を賠償する。

それ以外の場合は、平成23年9月30日までに避難を開始した者に限り、下記の金額を賠償する。

一 家族あたりの標準賠償額 30万円

7) 避難により、衣類、日用品を新たに購入せざるを得なかった場合

領収証等により実額が証明できる場合は、実額全額を賠償する。

それ以外の場合の標準賠償額を一 家族あたり月額 2万円とする。

5 仮払い補償金は、本件においては、原則として全部精算するものとする。

全額の精算が申立人の生活を困窮に導き、他方において将来の賠償額により残額の精算が可能であるとみられるような事情のある場合においては、一部の精算にとどめるものとする。

6 損害額の3%を弁護士費用として認めるのが相当である。

平成24年4月16日

原子力損害賠償紛争解決センター

仲介委員長 笠井 治

仲介委員 日向 隆

仲介委員 本山 正人